

パネルディスカッション

パネラー

- ・太田 茂 (大阪地方検察庁次席検事・元法科大学院開設支援法務検察連絡協議会事務局長)
- ・木村良夫 (中京大学法曹養成研究所客員研究員・弁護士)
- ・笹本忠男 (名古屋簡易裁判所上席判事・元名古屋高等裁判所刑事部部長判事)
- ・前田雅英 (東京都立大学法学部長)
- ・加納駿亮 (中京大学法科大学院教授・元福岡高等検察庁検事長)

司会

- ・三枝 有 (中京大学法科大学院教授)

日時：平成16年6月19日(土) 13時～

会場：中京大学アネックスホール

三枝：

それではただ今より、「検察官養成教育と法科大学院の役割」につきまして、パネルディスカッションに入っていきたいと思います。一応、後からになりますが、会場の方からのご質問等も取り上げさせていただいて、パネルディスカッションを進行させたいと思います。

最初に検察官、弁護士、裁判官、研究者を代表して、ご発言いただきますパネラーの先生方をご紹介します。正面向かって左側よりご紹介させていただきます。大阪地検次席検事で元法科大学院開設支援法務検察連絡協議会事務局長の太田茂先生です。続きまして弁護士で本学法曹養成研究所客員研究員の木村良夫先生です。そして、名古屋簡易裁判所上席判事で、元名古屋高等裁判所刑事部部長判事の笹本忠男先生です。次に先ほどご発表いただきました、東京都立大学法学部長の前田雅英先生です。そして、本学法科大学院教授の加納駿亮先生です。

5人の先生方にとりあえず順次、各お立場からコメントをいただきました上で、時間の許す限り質疑応答を行いたいと思います。

尚、事前に出していただきました質問票をベースにして前田先生と加納先生には、コメントの方をいただきたいと思います。

なお、当初出席を予定されておりました元札幌高裁長官の石井一正先生は、おかげのためご欠席ということになりました。悪しからずお許しください。

それでは、太田先生よりお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

太田：

今ご紹介にあずかりました太田です。私は、本年1月までの約1年間、法務検察の法科大学院開設支援連絡協議会の事務局長として、40数校の法科大学院に検察官教員を派遣するための各大学との折衝や教材作成等の支援業務に携わっていました。更に遡ると、15～16年前ですか、今日もご参加の鈴木重勝先生が司法試験委員しておられるころのことですが、いわゆる第一次司法試験改革、つまり、それまで500名程度だった合格者を900人程度まで漸次増加させるとともに、いわゆる丙案と呼ばれる合格枠制を導入するという改革の検討作業において、法務大臣官房人事課付検事として、それらの作業の末端を担っておりました。これらの第一次改革は、あくまで当面の緊急的改革であって、大学教育との連携をも含めた法曹養成制度の抜本的改革の必要性は、当時から強く指摘されながら、その後、なかなかその本格的検討の契機が生まれていなかったところに、司法制度改革審議会が設置され、そのとりまとめられた意見書において司法制度を担う人づくりの重要な基盤として法科大学院構想が打ち出されました。私は司法制度改革審議会の審議がなされている間、法務省の司法法制課長として、改革審の審議に法務省として協力する窓口を担当していたのですが、意見書を踏まえた関係各方面の懸命な努力によって、今日のような形で実現に至ったことは、第一次改革当時からこの課題に係わっていた私としても、歌の文句ではありませんが、本当に「思えば遠くへ来たもんだ」という感慨を持っているものです。

また、本日、中京大学の法科大学院を訪問し、この誠に立派な設備面のインフラなども拝見しまして、別の言い方で言えば、日本の大学が、これまでお金は理科系ばかりに注ぎ込んでいたのに、初めて文科系に投資をするようになったなとも思いました。やはりこれからは、制度を担い、動かす人の重要性がますます高まるものであり、改革審の意見書が「制度を活かすもの、それは疑いもなく人である」と指摘していることを、まさに目に見える形で実現したのだな、という感慨をも深くしております。

本日、私からは何をお話ししようかと思ったんですが、先ほどの土肥先生、加納先生、前田先生のお話にも通じるものがあると思いますが、私が日ごろから刑事司法教育の在り方について考えていることを少しお話ししたいと思います。

法科大学院教育だけに限定せずに、刑事司法に関するこれまでの研究・教育の歴史をたどりますと、一つの見方而言えば、少なからぬ研究者あるいは警察や検察に対して日ごろから批判的な弁護士の方の論調は、刑事司法に関する制度論について、刑事司法の目的や機能を全体として考察することなく、一部の病理現象からのみ論じるというような傾向が支配的であったということが言えると思います。

確かに、警察であれ、検察であれ、その職務の遂行は常に完璧ということはなく、時に

は、捜査段階の証拠の検討が不十分であったり、捜査段階で自白や関係人の供述の虚偽性を見抜けなかったり、あるいは重要な消極証拠を捜査段階で発見できずに、公判段階においてそれが発見されるなどして、合理的疑いが生じ、その結果無罪判決が出るということがあるわけです。そしてこのような事件について弁護活動を行った弁護士さんとか、これを論評する研究者は、そのような捜査活動の問題性や不当性を厳しく批判するということになります。私は、そのような捜査活動の問題性が、厳しく批判の対象となるということとは当然であって、警察でも検察でも、捜査機関の権限行使にいささかでも問題があれば、常に厳しい批判にさらされるということは、それ自体が社会の健全性を示しているものと思っています。

ところが、問題はここから先でありまして、むしろ弁護士や研究者は、そのような時として生じる問題事例ばかりを中心に議論し、その結果、我が国の刑事司法において捜査機関が果たしている役割や捜査の手段の在り方を全体としてとらえることなく、例えば取調べ自体の性悪論的な発想に立ち、現在の制度自体を極めて批判的に論じる偏った傾向があると私には思えるのです。

取調べとは、「自白を強要」することではなく、「真実の自白を得るために追及」するものです。虚偽の自白は時としてあり得るものですが、それは単に取調官の不当な追及が原因なのではなく、身代わり供述を始め、様々な原因もあり得るのです。

重要なことは、そのように時として不幸な事態が生じることも否定できない一方、検察官が、被疑者の取調べを通じて、私はこれを「複眼思考」と言っておりますが、追及する一方で、弁護人がついていないか否かにかかわらず、被疑者の弁解内容を十分に検討し、その中に無視できない事情や、うなづけるようなものが含まれていれば、その裏付け捜査を行い、その結果、被疑者が人違いであることや犯罪の成立に合理的疑いが生じさせる証拠を発見し、その結果嫌疑不十分等の理由で不起訴にしたり、あるいは、取調べを通じて本人の規範意識の覚醒による反省を促し、本人の真摯な反省等に基づく被害者の被害感情への適切な対応への配慮の下に起訴猶予とするということは多いのであり、そのようなことは私どもの経験則上、時として生じる不幸な事態に比べて、遙かに多いというのが実情であります。

ところがこのような実情は、事件が裁判に至らず円満に解決するため、それを知っているのは事件関係者のみにすぎず、弁護士や研究者の論評の対象となることもありません。したがって、検察官等の捜査が、実際、どれほど多くの場合、このような取調べを通じてのいわば「弁解聴取機能」によって、被疑者の人権の保障に役立っているか、ということとは、刑事司法制度の研究の対象となることはなく、結局、最初に申したような、時として生じうる不幸な病理現象のみが、論評や研究の対象となり、その結果、取調べを重要な捜査の武器とする我が国の刑事司法制度自体の性悪論が支配的な論調につながってきたよう

に思うわけです。

もう一つは、捜査構造全体についての本当の意味の比較法的視点が欠落していた、ということも言えると思います。例えば、今「捜査の可視化」をめぐる、全部取調べを録画して記録をしているというイギリスがよく引き合いに出されます。しかし、私は直接イギリスには行っていませんが、イギリスの刑事司法制度を研究ないし見聞した検事によりますと、まず、イギリスの刑事司法制度というのは、いわゆる私人訴追の制度の伝統の背景もあり、また、大部分の事件は警察官が起訴しますが、検察官は原則的に刑事事件の訴追には関与せず、すでに訴追された事件について、公訴遂行が困難な場合に、事後的に公訴取消処分を行うという仕組みになっているとのこと。そして、俗に「51%ルール」と言われていますが、要するに無罪となる見込みよりも有罪となる見込みの方が少しでも強ければ起訴する、という運用、さらに、犯罪構成要件自体が、我が国よりも緩やかな傾向にあり、また、挙証責任の転換、つまり、例えば我が国ではすべて検察官に挙証責任がある責任能力の存在や、禁止薬物の所持罪における薬物性の認識について、それらが存在しないことは、被告人側で立証しなければならないとされているなど、我が国とは随分事情が異なっています。そのために、被疑者を長時間取調べ、極めて詳細な供述を得る必要がそもそもなく、その結果、イギリスの捜査官の取調べは極めて簡単かつ短時間にとどまっているとのことであり、原則的に、取調べを録音するという制度もこのようなことが背景事情にあるということなのです。

また、アメリカの場合は、いわゆるミランダールールということがよく引き合いに出されるように、被疑者が同意しない限り取調べ自体ができず、多くの論者から、それに引き換え我が国は密室で弁護人の立会いもなしに被疑者の追及をしていると批判され、揶揄されています。

私は、半年ほどアメリカに行き、四つの連邦地検でアメリカの刑事司法制度を勉強し、日ごろから問題意識を持っていたこれらの点について、多くの検察官のみならず、刑事、弁護士も含めて、実務の運用を相当立ち入って、本音ベースで見聞した経験がありますが、刑事司法の制度の構造の違いということを深く感じました。例えば、皆さんご承知のようにアメリカでは、9割以上の事件が、いわゆる司法取引をも含めた有罪答弁で決着し、ごく一部の争われる事件のみが陪審に行くというのが基本的制度ですよね。私は、そのような有罪答弁に至る検事と弁護人との交渉の場面等をも見せてもらいましたが、例えば、検事が、100件窃盗があるけど、30件は起訴して後の70件は不起訴にしてやるとか、あるいは、第1級殺人を第2級殺人に落とすから、などの利益を示し、あるいはそれに伴って、共犯者を検挙するための捜査に協力するなどの約束もさせるなどして、これらの交渉・取引で大多数の事件が有罪答弁で決着します。

また、おとり捜査とか通信傍受は日常的に頻繁に活用されています。私も通信傍受の現

場も立ち合わせてもらったんですが、何か特別のことをしているというような雰囲気はまったくなく、いわばあつけらんかんとして実施しているという印象です。また、実体法の構成要件自体が、例えば、構成要件の中に主観的要素を含まないなど、外形事実を中心に立証すれば足りるという傾向もあります。例えば、我が国では談合罪の捜査では「公正な価額を害する目的」の存在の立証が必要で、これには大変な捜査上の技術と労力を要するのですが、アメリカでは、単に業者が、競争をしない、という合意をただけで犯罪が成立し、その立証は、司法取引によって、捜査への協力を約束した一部の共犯者が大陪審や陪審で証言することによって可能となります。このように、アメリカにおいても、犯罪捜査と訴追のために被疑者を長時間取り調べて詳細な自白を得るということが、そもそも不要であるという刑事司法制度になっているのであり、だからこそ、ミランダールールのもとでも、犯罪捜査が十分に可能となっているのです。

捜査の可視化の論議についても、時として取調べの行き過ぎも生じ得ると一部病理現象をどう改善するか、という視点からのみではなく、犯罪を効果的に摘発しなければ、国民の安全を確保できないということを踏まえつつ、このような捜査構造全体の中で取調べが我が国において果たす機能と、その弊害を減少させていくことの兼ね合いの観点から、多角的かつ十分な論議がなされる必要があると、私は日ごろから思っております。

ただ、今日のシンポジウムでは、これまでのところ、幸か不幸か検察官批判論が全然出ておりません。

私は、警察官や検察官等、捜査官のミスは常に批判されてきたのですが、そのこと自体は当然であり、権力を委ねられている捜査官が、それを適切に行使して困難な事件を解決しても当然のことであって別段誰も誉めてはくれず、国の税金で捜査するのだから当たり前であり、その反面、捜査官が僅かでもミスをしたり不当な権限行使をすれば、すぐに厳しい批判の対象となるということの意味は非常に大切だと思っているのです。これまで、私は、捜査官のミスは時々不幸にして生じ得ると申しましたが、そのことは、皆さん始め社会から、捜査官は、大部分の事件は適切にやっているんだから、ミスがあっても、時々おきる程度のことだから、余り批判せず、大目に見て欲しい、と申している訳ではまったくないのです。

私は、よく修習生なんか話をするときに、私が勝手に作った言葉なんですが「SN比の例え」というのを言うんです。SN比というのは、音楽好きでオーディオに詳しい人は御存知でしょうが、Sというのはシグナルのことで、Nはノイズのことです。SN比が高いオーディオというのは高級な機械なんです。つまり、シグナルのSが大きいということは、身体に響くほど大きな音が出ることであり、反面、ノイズのNが小さいということは、雑音がほとんどないということであり、これは高級なオーディオです。ところがSN比の低いオーディオというのは、例えば昔のSPレコードをイメージしてください。つまり、

音楽は聞こえているけれども音は小さい上、ジャー、ジャーと針とレコード盤がこすれる雑音が大きく、つまり、S/N比が低いんです。

刑事司法の目的は、このS/N比を高めることなんです。犯罪を効果的に限りなく、摘発していくということが、刑事司法におけるシグナルつまりSを高めることであり、それと同時に、制度の運用に伴って生じる、例えば誤認逮捕などのノイズつまりNを限りなくゼロに近づけていくこと、これが刑事司法の目的だと思うのです。Sを高めるためなら、それに伴ってある程度Nが増えるのは必要悪なのだから仕方がない、と開き直るのでもなく、また、Nを減らすためなら、犯罪摘発の効果つまりSが低くなることもやむを得ない、と考えるべきでもないのです。以前読んだある刑事訴訟法の教科書には、「刑事司法の目的には、無辜を誤って罰しないことにある」と明言したものがありません。しかし、私は、このような考え方は、刑事司法の目的を一面的にしかとらえていない、間違った考えだと思います。

刑事訴訟法の目的は、刑事訴訟法の1条に書いてありますがけれども、検察官の私なりの立場で申し上げるとすれば、「私的復讐を禁じた近代国家において、犯罪被害者の私憤（私的な怒り）を公憤（公の怒り）に高め、罪を犯した者を効果的に検挙し、刑事政策的配慮をも踏まえて寛厳よろしきを得た処分を行うとともに、それに伴って無辜の者が誤って罰されることがないように被疑者・被告人の人権を保障する」ということではないかと思っています。

ノイズが少しでもあるからといって、何らそれに代わる代替手段なしに捜査官の捜査の武器を奪い、あるいは弱めていくというような方法でいくと、結局シグナルがどんどん低下していく。その結果検挙率は低下し、摘発されない犯罪が増え続け、私的復讐が禁じられている下において、国民全体の刑事司法制度に対する怒りと不満は高まる一方で、ついには、その臨界点に達して行くおそれがあるのです。

このようなことを考えますと、これまでである意味で刑事司法の研究・教育の実情が、どちらかというところ権力の批判の側にも偏っており、研究者と実務家とが水と油のように離れていて、それぞれが相互不信のような形で批判しあっているということは、国民や社会に対して、不幸なことであつたろうと思うのです。

これは、決して、検察官である私が、自分らの側のみが正義であり、研究者の姿勢は間違っている、と非難しているのではないのです。むしろ、研究者は研究者、検察官は検察官の、それぞれの所属組織等の内側でのみしか刑事司法に関する問題意識をもたず、相互にその実情等を知り合う機会が非常に少なかったことに問題があると思うわけです。検察官の側も、ある意味であまりに職人的な、現状肯定的な、いわば経験主義・体験的に基づく一種の思考停止のような状態が、なかったとは言い切れない部分があると思います。しよせん研究者や弁護士がどんな批判をしようが、そんな考え方は捜査の実情や困難さを理解

しない机上の空論だよ、ということで、耳を傾ける気にもならない、という傾向もあり、一種の思考停止状態に陥りがちな面があるのも否定できません。しかし、検察官側も、Sを高めるとともに、Nを限りなくゼロに近づけるために、平素から最大限の努力を行うことはもちろん、将来に向けても、今のままの刑事司法制度と運用をどのように改善していかなければならないか、ということを経験的に考える姿勢も求められると思うのです。

他方、研究者や弁護士の皆さんも、現行制度や運用の批判のみに終始するのではなく、刑事司法の目的としてSを高めるということが、Nを低めると同様に極めて重要であるという意識を是非持っていただきたい。

これまで、不幸にして、大学の研究教育と実務の現場とは、水と油のようになっていたと思います。別の例えで言えば、世の中は変わってきたのに刑事司法の世界だけはいわゆる1955年体制の燃えかすをまだ引きずっている、ということではなかろうかと思います。政治の世界では、かつて野党は与党の政策を批判するだけで存在意義があったかも知れませんが、今の世の中は国民が成熟し、野党といえども、現実性があり、責任ある政策を呈示しなければ国民が評価してくれない時代になってきました。研究者や弁護士を野党に例えるのはどうかとは思いますが、捜査の権力は検察が有しているという意味では共通のものがあり、そのような意味で、私は、研究者や弁護士の皆さん方には、あくまで批判的視点を堅持し、批判的視点到立脚しつつ、やはり捜査の実務をよく理解した上で、建設的な批判をする方向に進んでいってほしい。検察にミスや不当があればいくらかでも批判してください、でも制度を論じるのであれば、批判のため批判でなく、効果的に犯罪を摘発する必要性をもよく理解した上で、現実性、実効性のある、建設的な批判をしていただきたい、と思っています。

そのような意味で、今般、中京大学法科大学院において、検察官論というものを一つの軸として、刑事司法における捜査の実情等を踏まえた実務架橋教育を目指そうとされていることは、法科大学院の自主性・多様性の尊重の一端という面を含めても、非常に意義があるだろうと思うんです。もちろん法科大学院の中には、弁護実務の教育に重点を置いたところも当然あるでしょう。各法科大学院による、多様な試みの中で、中京大学において、このようなユニークな試みがなされるということは、私は、今言った刑事司法の研究・教育の歴史の中で、大きな意味を持つのではないかと考えております。

もう一つ、私は、現在、若手検察官を指導育成する立場にありますが、私自身の若い頃の反省をも含めて申しますと、若手検察官は、犯罪と戦おうという気概が強いのは大変よいことなのですが、捜査段階にせよ公判段階にせよ、弁護人が争ってくると、そのような弁護人に対し、敵愾心や対抗心をあらわにすることも少なからずあるのです。しかし、基本的に、これはやはりおかしいんです。弁護士が、捜査妨害等違法不当な弁護活動を行っているような場合はともかく、被疑者や被告人が、犯罪を否認等する場合、弁護士が被疑

者被告人のために、活発な弁護活動を行って一生懸命戦うのは当たり前なんです。検察官は権力を持っているわけですから、権力を持っている者は、それと同時に謙虚さが必要であり、また、相手方の立場をも理解するという懐の深さが必要なのです。しかし、検察の組織にすっぽり属しておりますと、ついつい、弁護人を敵視するような意識をもってしまいがちになります。このような姿勢態度が見える若手検察官に対しては、私は「君は元気がいいのはいいが、そんなにカリカリするもんじゃない。弁護士が争うのは当たり前のことだろう。君が弁護人の立場だったら同じようなことするんじゃないか。もっと横綱相撲を取れ。」などと諫めることもあるのです。

私は「接すれば通ず」という言葉がありますが、法科大学院での教育が一つの引き金となって、これまで接する機会が少なかった研究者と、検察官・裁判官・弁護士の実務家教員とが、国民のためにより良い法曹を養成するという目的を共有し、また、良い意味での愛校心や学生を愛する心をかすがいいにして、今までふれ合う機会がなかった立場の教員たちが日ごろから接することによって、これまでなかなか隔たりが大きかった刑事司法制度を巡る議論に風穴が空いてくるのではないかと期待しているのです。

私は、昨年1年間、法科大学院開設支援法務検察連絡協議会の事務局長として、法科大学院に対する検事教員派遣の窓口の仕事に携わりました。去年の2月に行われた京都大学でのシンポジウムにおいて、私がパネラーで発言した当時には、大学や弁護士の間、検察官を法科大学院に派遣することに対して抵抗感が強く、国家権力が大学の学問の自由を侵害しに来るんじゃないかと、検事が法科大学院における刑事実務教育を支配しようとしているんじゃないか、などと、私どもにとって全く心外な批判の声が少なくなく、検察官等を法科大学院に派遣するための法律案に反対し、その成立を阻止しようとする動きすらあったんです。

そのような時期に、私はパネラーとして申し上げたんですが、検察官を派遣するからといって決して、国定教科書持参で、学生に金太郎飴教育をしに行くんじゃないんだと。検事が派遣されれば、将来は検察官に復帰するとしても、派遣される間は、あくまで大学人になりきり、研究者教員や他の実務家教員と協力しあって、良い刑事実務教育を行うとともに、司法試験合格後、ふだんは忙しさの余り、勉強する機会が少なくなっていた刑事司法に関する勉強を十分にして自己の理論的基盤を深め、ひいては、将来に向けても、柔軟な視点をもって、これから検察はどうあるべきかということを考える幅の広さと余裕を持って戻って来てもらいたいと思っています。ですから派遣される検事教員に対し、こっそり共通のシラバスや講義レジュメ等を作って、その通り教えるなんていうことは、全然言っていないわけです。その表れの一つが、法務総合研究所において昨年開発しました記録教材です。これは、検事教員を派遣するか否かにかかわらず、使いたいと思われる法科大学院は、無償で、自由にお使いください、つまり使うか使わないかは当然のことながら

自由、また、どのような使い方をするかもその法科大学院の自由、弁護士教員でも裁判官教員でも、役に立つのなら自由にお使いください、そして更には、著作権の問題があるので、法総研の了解はとっていただきますが、場合によっては内容を変えてアレンジしていただいても構いません、ということにしているのです。このような点にも、法務検察が、自己の組織の利害という観点から検察官の派遣や教材の開発をしようとしているのではないと感じ取っていただければと思います。

私は、先ほどの話にも通じるんですが、私は、40数校の大学の先生方と検事派遣の相談・協議を行ったのですが、私が肝に命じたことであるとともに、私どもの連絡協議会、法務検察幹部の総意でもあったのは、各大学からの要望に対してはその希望に対して公平に対応するということでした。こちらから派遣を押し付けることもしないし、派遣を求めない大学を白い目で見ることもしない。また、検事の派遣を希望する大学に対しては、その要望内容に応じて、形式的平等でなく、その希望の満足度において実質的に公平・平等になるように努めました。そのような中で、これまでは論文なんかでしか名前をしらなかった先生と、膝を交えて相談する機会も増え、何かそこにいろいろな接点が広がってきているような気もいたした次第です。

最後に、中京大学法科大学院が、ひとつの法科大学院のモデルとなって、充実した刑事実務架橋教育を発展させていかれることを心から期待しております。以上です。

三枝：

どうも、ありがとうございました。太田先生には検察官のお立場からご発言いただきました。

続きまして、本日のシンポジウムのテーマでは大変のお立場だと思いますが（笑）頑張ってお話ししていただきたいと思います。木村先生、弁護士のお立場から、お願いいたします。

木村：

弁護士の木村でございます。非常に肩身の狭い思いをしております。パネラーの先生方とも、初めてお会いする先生もいらっしゃいますので、若干自己紹介的なことを申し上げますと、弁護士会の会員で民暴対策をずっとやってきております。弁護士会で、民暴委員会というのはちょっと異端児 弁護士会の中で白い目で見られているという部分がありまして、「弁護士が検察と連携して暴力団を排除しようとは、何事か」と、「弁護士が検察と連携するのか」という批判を常に受けております。

来月、実は大塚清明先生が名古屋地検にまだいらっしゃれば、大塚検事正にごあいさつをいただく予定でしたが、7月2日に「行政対象暴力」をテーマにして、名古屋で全国大会をやります。これについても、弁護士会の一部から批判も出ています。国家権力そのもの

である行政と、弁護士会が連携するとは何事だという批判が出ています。それはまったく、そういう批判は、私は誤っていると思うんです。

これに対して、弁護士会には刑事弁護委員会がございます。刑事弁護委員会は、刑事弁護委員会の立場で今の刑事司法の批判を行っています。我々民暴委員会は民暴委員会で、検察庁に、裁判所に対して「暴力団に対する量刑が甘すぎる」というような、問題提起をしております。それは、それぞれの役割・立場というものだと思います。それぞれの役割・立場があってはじめて、刑事司法あるいは司法全体というものが成り立っているというふうに思っております。ですから、検察庁に「何ら文句はございません」と言うわけではございません。

ちょっと話を変えますと、私が担当した事件で 刑事事件です、民暴対策をやっているからといって刑事事件をやらないわけではありません ある精神疾患がひどく疑われる被告人で、心神喪失あるいは心神耗弱ではないかという、事案がありました。それを裁判所に理解していただくために、精神疾患に関する文献を弁1号証として提出いたしました。これを不同意にされたんです。「文献を不同意にするとはどういうことですか」ということを、主任弁護人が立ち上がって言ったんですが、「抜粋の仕方がいかん」というふうに言われました。だったら、今度は1冊まるごと出しましょうということになりますが、「不同意に別に理由は必要ありませんから」ということで、当日はそのままにしたんですが。

私どもが、最近刑事弁護を担当してちょっと感じるのは、若手の検察官がマニュアル化しているのではないかということです。マニュアルにないことについては、柔軟に対応できないところがあるんじゃないかというのを、ちょっと感じております。で、「じゃあ、検察官だけか」と言うと、違うんです。若手の弁護士も国選受任率が低い。弁護士会は非常に困っております。なぜ、若手の弁護士は国選事件をやらないのだということで、非常に今困って、今、名古屋弁護士会では、国選弁護の受任の仕方の改革をやっている途中なんです、受任率を上げるという観点で。

こういった現象がなぜ起きているのか。その一つに、よく言われるところの現行司法試験の弊害というものが、あるのではないかというような感じがいたしております。我々弁護士の立場で言えば、刑事弁護は弁護士の使命であると考えています。民事事件については誰でも代理人ができるけれども、刑事弁護は弁護士しかできないんだという思いがあるわけです。そういったことを、最近のいわゆる新人弁護士がどれだけ理解してくれているんだろうかというような思いがあります。

今日はロースクールで、検察官養成とどう役割を果たすのかというシンポジウムですので、そちらに話を移しますと、中京大学のロースクールがことさらにその検察官の養成あるいは検察官教育に重点を置いているんだという感覚は、私は持っておりません。むしろ、

私もこのカリキュラムの編成過程の議論に加わっていたんですが、当初刑事裁判実務基礎という科目が必須の科目として置かれておりました。それで2単位だと。これはどう考えても、刑事司法全般、判・検・弁それぞれの役割そういったものを消化しきれぬ時間数ではないという感じを、我々は受けました。

そこで刑事弁護論を独立の科目にしてくれと。もちろん、刑事弁護論だけ独立させるという意味ではなくて、検察が担当する科目ももちろん独立の科目にさせていただくというようにいたしました。検察庁からも、やはりこれではコマ数が足りない、検察科目をつくってほしいという同じような要望を出まして、それで今のような刑事裁判実務基礎とそれから捜査公判論と、刑事弁護論という科目が配置されているというふうに、私は理解しています。

これは刑事司法の中で、判・検・弁それぞれが役割を果たす、どういう役割を果たしていけるか、どうあるべきかということはそれぞれの立場で抱えている問題も違ふし、弁護士会から検察庁に批判的なことを言うこともあるし、逆に検察庁から弁護士会に対して批判をいただくこともあると。それぞれの役割をきちんと理解する、その上で事件処理をし、そういうふうに批判し合うというのが当然の姿であると、私は思っています。

昨年の夏ごろ、名古屋弁護士会からとある会長声明が検討されました。某大学で、刑事裁判科目を派遣検察官の方1人で担当するという情報がありまして、判・検・弁のバランスを取った刑事実務の教育をしてほしいという、会長声明を用意したのです。しかし、結局それは出さなかったんですが、そういう事態がありました。その後どうなったかは、私は、聞いていないですが、やはりそういうことなんです。お互いのやはりその役割を理解して、監視し合うということが刑事司法のあるべき姿、正しい姿であろうと思っています。とりあえず問題提起ということですので、以上にさせていただきます（拍手）。

三枝：

木村先生どうもありがとうございます。

それでは次に裁判官のお立場から、笹本先生よろしくお願ひいたします。

笹本：

私は昭和37年に裁判官になりまして、最初の10年あまりは主に民事を担当しておりました。昭和51年に大阪高等裁判所の刑事部に入りまして、以後、家庭裁判所や司法行政もしましたが、主に刑事裁判を担当し、名古屋では地裁、高裁ともに刑事裁判官ということで、名古屋に20年おります。今日は刑事裁判官ということでお話しさせていただきます。

まず最初に、その間に私が見ました検察官に対する感想ですが、私は非常にいい印象を持っております。修習生時代から、検察官に対していい印象を持っています。私が最初大

学の法学部に入ったときは、検察官になりたかった。司法研修所で最終的に私のクラスは10人以上検察官希望者がいました。それは非常に魅力的な検察官教官でしたからですが、その検察教官が「お前は言いたいことを言い切るから、多分検事になったら俺みたいにいよいよ上司に当たりゃいいけど、変なのにあたるとけんかして出てくるんじゃないか。そうになったら困るから裁判官になれよ」と言うことで、最終的に後期修習で東京にまいりまして、1月の段階で裁判官になるということに決めまして、裁判官になりました。

裁判所というところは、仕事さえできれば何も文句を言わないところで、非常にいいところなんですけれどもね。事件を通じて検察官と一緒に仕事をたくさんやってまいりましたが、その印象の第一は、検察官の部内教育はうまくいっているのではないかと。公判立会いの検察官は、ものすごく熱心ですよ。非常に情熱的に一生懸命やってくれる。いろいろな意味で、よく勉強している。

それは、当時、若い検察官はみんな、夜の7時でも8時でも仕事しているんです。やはり忙しい。非常に若いうちから一生懸命仕事をしている。それから大きな事件を合同で捜査をしたりとか、あるいは検察官が取り調べる際は1対1で被疑者と、目の前で会うわけです。多分、あれで人物ができてくるんじゃないかと。私が裁判官の立場でも、じかに人間と人間の接触ということがあります。特に否認事件で長時間がかかっていると、被告人と裁判官との間に人間関係ができます。多分それができなければ、裁判にならないんでしょうけれども、そういう意味においても一層検察官の場合は、そういう要素が強んじゃないかということで、やはり非常に検察官はよくやっていると思いました。

それから事件処理の仕方ですが、検察官は客観的眞実主義によっています。もちろん弁護士もですが、そういう意味で、検察官の方は裁判所が釈明すれば無罪の証拠も出さないわけじゃない。こういう証拠があるんじゃないですか。これは検討してくださいよと。無罪になるかもしれない証拠を持ってきてくれるという。そういう意味で、非常に客観的な仕事をするという、教育をされているんじゃないかという感じがしました。

それからある強盗事件で、私は執行猶予をつけてあげたいと思ったんです。しかし、そのときに身元引受人がいなんです。で、私は検察官に誰か引受人を捜してくださいよという、検察官が引受人を探してくれたんです。そういう意味でも、検察官はやはりその被告人のことを考え、一生懸命仕事をされているということ、こういう事件の処理の仕方を見ても感じました。だからそういう意味で検察官は公の代表者としての使命感が必要であるという立場で仕事をされている方が多いんじゃないかというふうに思っております。

それから、先ほど土肥先生のお話にありましたが起訴率が低いということです。非常に事件を厳選しておられるということもある。ある強姦事件について検察官が法律雑誌に書いていましたが、輪姦事件が起訴猶予になっているんですが、その経過を詳細に報告されていました。被疑者と被害者の両方のことを考えて、その間に立って随分苦労されている

ことだと思う。もちろんそれは、多分上司と意見が同じだったらいいんですが、その事件では検事正と担当検事との意見が合わなかったので、検事が検事正を説得して起訴猶予にしたようです。そういう意味でも検察官の仕事というのは、非常に魅力のある仕事だということを感じます。大体、私の場合は夫婦とも裁判官で、娘は弁護士ですけれども、うちの家内なんかはやはり「検察官は男らしい仕事だ」ということを、言いますよね。「格好いい」ということですね。ですから、そういう意味でも検察官は、非常に魅力のある仕事じゃないかというふうに思っています。

次に、法科大学院の教育ということのテーマなんですが、法科大学院の位置づけというのは、一つは、司法制度改革審議会意見書でいっていることで、司法修習への橋渡しというんですが、これまでは前期修習で検察とか、裁判とかいろいろな実務の導入部分を教えてもらったわけです。それがなくなって、いきなり実務修習に入るというシステムになったということで、そういう研修後の実務修習に入る前の勉強を全部しておかないといけないわけですね。

もう一つは、3,000人の修習生ということにしますと、精神的にも技術的にも質の低下が懸念されている。今もいろいろ新聞紙上、裁判官・検察官・弁護士はいろいろと事件を起こしている。そういった意味において技術より精神面の教育をする必要があるのではないかと。

それからもう一つは、これも新聞に載っていましたが、裁判官・検察官の弁護修習というんですか、若いうちに弁護士の経験をもてるということになってきたわけです。これは多分基本的には法曹一元ということで、ベースは法曹、弁護士に基礎があるという意味です。そうなると法科大学院の授業の基本は弁護士活動を中心とした法曹一般に共通のものが中心になるけれども、裁判官と検察官については、弁護士の場合とはまた違った意味の役割と、それから公務員としてのより厳しい職業倫理があるので、公務員法を含めた倫理教育というのにも必要になってくるんじゃないかというふうに思います。

そういったことで法科大学院の教育でやってほしいことは、第一は精神面ということですね。法科大学院に来て何かを学ぼうと、教えてもらおうという精神じゃだめだということです。自分で何かをつかみ取るという意識がなければ、勉強というのは教えてもらうことじゃないですね。自分で疑問に思っ調べて考えてということですね。決して、受身ではやれる仕事じゃないということです。これは全ての仕事に共通するものです。だから自分で何かをやるんだと。俺はこういう意味で法科大学院に行きたいんだ。だから来たんだから、そのためには何をするかということ自分で考えるわけですからね。そういう意味で主体的に勉強するという精神が一番大事で必要ではないかと思えますね。

それから医者と弁護士と神職ですか、これをプロフェッションと言うんだそうだけれども、これは高い専門知識と高い倫理性が要求される職業だということです。そういうプロ

にふさわしい社会的な地位も与えられている。社会的なというのは、社会がそういう地位にふさわしい言動・行動を求める職業だということ、そういうものだということをもまず認識して、法曹の道に入るべきだと思うんです。ですからそういったものを含めて、基本的に自分の思考形式・行動形式までやはり考えるべきだと思います。

それから第二番目は、法律家としての一般的な法曹全般としての基礎からの法技術教育になると思うんです。もちろんこれも、先ほど刑法総論を教えるとか、教えないとか、話も出ましたが、そんなものは自分で勉強することができます。法科大学院ならば、当然、そういうことを自分で予習してきた上で、その具体的な応用である事実認定、法解釈、表現力などの問題に入るわけであって、一々授業を受けて刑法総論・各論を聞いてからじゃなければ分からないというんじゃ話にならんわけです。そういう意味では自分である程度のは独習するというのは当然前提であると思います。

アメリカのロースクールでも1週間に大変な量の教材が出される。それを読んでおかないと、授業についていけないようになりますからね。あるアメリカの弁護士でロースクールの先生の話ですが、女の生徒が泣いてしまったというぐらいですからね。それぐらい厳しい授業をするということです。それに比べたら日本の学校はちょっと、いろいろな意味で法科大学院は知りませんが甘い。大学はどちらかということに入ったら卒業させてあげるといって、甘かった。我々の世代は甘くなかったです。我々の世代というのは、日本も貧しかったいろいろな変革があったわけですから、いろいろな意味で厳しい時期で、やはり自分で勉強するという人が多かったように思います。私の友だちなんかでも、法曹界にいったわけじゃないですが、大学にしながら「俺は・・・を研究するんだ」と言って、学校に出てこないで一生懸命勉強しているんですね。結局、新聞記者になっていきましたけれども。そんなふう自分で勉強するんだという姿勢があったんですね。そういう意味で、そういう前提でやはり授業を受けるということじゃないかと。

それから三番目の問題としては、当然それぞれの職業である検察官・裁判官・弁護士について、弁護士法・検察庁法・裁判所法に基づいて、それぞれ固有の職務権限あるいは職業倫理そういったものも教えていただく必要もあるんじゃないかと思いますね。これも最後は良い実務家教官を揃える必要があるということになります。先ほど話しに出ましたが、検察官教官というのはものすごく魅力的な人が多かったんです。実に、立派な人がたくさんおられたという、これは私だけじゃなくて、みんなそう思っていたと思うんです。だから、そういう実務経験の豊富な情熱の溢れた教官に来ていただくということは、たくさんの方がおっしゃられましたが、それは非常にいいことですよね。

さらに、法律解釈とかという問題ですが、私は法律解釈とはいかにあるべきかということで、裁判官になってから授業料を払って京都大学の大学院に、1年間通ったことがあるんです。大阪地裁の民事にいた頃に何となくこれでいいのかという自分自身の法解釈に不安

があって1年間大学院に行って授業受けた。そこに十数人ぐらいの研究室で議論するというようなことで1年間通ったんです。法解釈というのは非常に重要なことだと思うんです。

これも当たり前のことですが、法律学というのは自然科学じゃないから、絶対的真実を、真理を追究するもんじゃありませんよね。我々がやっていることは、今の現状でよりベターなものを探すという作業です。それを前提に法律論をする必要があります。

それから法律科目一般の技術というところでやると思うんですが、事実認定というのがありますね。これができなければ、判決はできません。言葉で、証拠に基づいた言葉で結論と矛盾する理由を消していかなければ、事実認定の判断は正当性なしというふうになるわけです。だから事実認定というのは矛盾する証拠からある事実を認定し、その認定と矛盾するかに見える証拠が矛盾しないことを論証する作業なわけです。これも大切だと思います。

検察官と弁護人の活動というのはそれぞれ立場が違うから、ものの見方も違うでしょうし、また違って当たり前だと思うんです。私の経験から、被告人が本当に本気でうそ言うのは珍しいと思うんです。ものの見方とか、自分の都合のいいように解釈するんですからああいう理屈になるんだらうと思うけれども、本気でうそを言っているのはそんなにたくさんいないんじゃないかというように思います。そこを、うそだと決めつけないで本当の気持ちを汲み取ってやる、理解するということはやはり裁判官 検察官も一緒ですが、弁護士も一緒です 我々法律家全般に必要なことであると思います。

我々法律家というのは、生きた人間を対象にする。人間相手の仕事だから、人間に対する何らかの思いがなければやれる仕事じゃないです。人間に対して、何かこの人のために、という気持ちが必要です。ただ裁判する、ただ弁護するんだけど、何かしらの自分の気持ちをこの仕事にこめるところは、すべて一緒だと思うんです。そういうような仕事じゃないかというふうに私は思っています。

三枝：

どうもありがとうございました。今までのところで検察官、弁護士そして裁判官の方々のご意見をいただきました。法曹における根本的な認識というものについては、裁判官・検察官・弁護士それぞれの立場でも異ならない。むしろ法曹のスピリットは一つであって、本質は一つだという感じを深くしました。そういう意味では、法曹一元化構想が提案されていますけれども、スピリットの上では十分可能ではないかと思えます。それを反映させた形での法科大学院教育のいわゆる判・検・弁の、偏りのない均等で均質な形の法科大学院教育・実務教育というのは、十分可能ではないのかと今思っております。そしてこのことは、中京大学法科大学院の理念でもあります。

それでは、引き続きまして先ほど休憩の時間にご質問いただきましたので、そのご質問

にお答えする形で、まずは前田先生からコメントをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

前田：

3人の先生の話はストレートで重くて、気が小さい私は、自分が反省してしまうんですが。プロにならなければいけないとか言われると、自分がそもそもプロなのかというのが不安なんです。ただ学生の方が多いのでどういう形で、勉強してもらうのがいいか、という話をしたいと思います。イメージとして、実務家社会に足を踏み入れられて、ロースクールを出られて実務に進むという方に関して、参考になる話としてあるNHKのドキュメンタリー番組で非常に印象的だったのがあるんです。名古屋のあたりにはそういう場所があるのか私は知らないんですが、東京でいうと蒲田、蒲田の番組なんです。要するに町工場が集まっているところなんです。大阪で言うと、東大阪です。この小さな町工場が、NASAの航空技術を支えていると、あの飛んでいるロケットは、ここの技術でできたんだというのです。触って、本当のミクロの世界が分かるという話なんです。

きれいな女性アナウンサーがインタビューしているんだけど、お爺さんがもそもそしていて答えないんです。本番でカメラが回っているのに、女の人はイライラしているんですが。ぶつぶつと「2ミクロン太いんだよな」と。それを聞いて「ミクロって触って分かるんですか」と女性が質問したら、そのお爺さんが怒り出すわけです。「お前何言ってんだ」と、「俺はネジで飯食ってんだ」と。「触って分かんないで、これ使いもんになんないんだったら、飯食えないんだよ」と。プロというのは僕ら「飯食う」ということだと思うんです。法律家の世界では当たり前でも、外から見たら「何でそんなことが分かるの」ということは多いでしょう。こういうことを言っていて、それが、自白がうそのなかうそでないのか、先ほど先生方がご指摘になったように社会学の世界ですから、100%のマル100%のバツはない世界だと思うんです。

だから、その中でやはりかぎ分けて、やはりこういうやり方をすれば何かより良いものが引き出せるとか、いや、心証が取れる・取れないでもいいんですが。何らかの形で、やはり、これらのプロの業みみたいなものを身につけていく。ただ、ロースクールが、その下準備そのものなのか、その分担は司法修習所なのか、考え方はいろいろあると思います。ただ、何年間か一生懸命覚えるとか、言われたとおりやる。で、もちろんそれは内発的な魅力を持っていなければ、続かないわけです。事実を学ぶ。いろいろな物をたくさん読む。その中から、逆に面白味が出てくる場所もあるのかなという感じがするんです。

その意味で先ほど、事実を踏まえた学習が必要であるということでしたが、どの程度まで事実を収集することが必要なのでしょう。先生のとる収集方法と分析方法を教えてくださいというご質問なんです。一つははっきり言えるのは、やはり大学時代の試験を受け

るためとか、国家試験の中でも、司法試験予備校のまとめたようなもので形式的なものを覚えたって駄目だ、というのは間違いなんだと思うんです。

酔っ払った人間を放置したら、遺棄罪になるか。判例は「遺棄になる」と書いてあるからそのまま覚えた。けども、その事案は酔っ払ったアベックの一人が動かなくなってしまったんで、どうしようもなくなってしまったんで一枚ずつ服を脱がせていって 真冬です、素っ裸にしても動かないのでそのまま残して帰ったら、凍死してしまった。酔っ払いを放置することが遺棄になるかならないかだけ覚えているということでは、やはり弱いんだと思うんです。

けどじゃあ、逆にどこまで細かいことを知っている必要があるのか。そのときに、酔っ払いとの関係で、どういうお酒をどのくらい飲んだかというところまで知っていなくちゃいけないのか。人間の構造とか判断である程度類型化して、しかしある程度具体化しなければいけない。そのバランスでやはり、法科大学院で我々が与える教材としてどの程度具体的なものまでというのは、非常に難しいと思っています。

最後は、本当のところは分からないわけです。先日俳優がマンションから飛んだというのが話題になりましたけれども、本当に飛び降りたのか、こいのぼりを直そうとしたという理由なのか、薬をやっていたのか何だか分からないわけです。けど一定の事実の中で、26m落ちる間に10m離れる、飛んだんだったら、不自然か不自然じゃないかと反論はできるわけです。その辺のところを、私はそんな具体的に私がきちっと分析して何とかということ、いっているわけじゃないんで、それは実務の先生にきちっと聞いていただくということだと思うんですが。

少なくとも、まとめたものとか、六法の中に事実が載っているみたいなものを踏まえてこうだという、ステレオタイプ的な判断ではなくて、やはり判例集の事実関係も載っているものが、ここでこの大学院に出せられる具体的な教材についてきちっと読むと。読むということがやはり、一番重要なことなんだと考えています。何か、ごまかして逃げているようなことなんです。

私は、判例を集めるのは非常に趣味というか、それで金儲けしているというのもあるんですが、判例が出るとインターネットで取れる判例は、全部最高裁のものはすぐにダウンロードして、自分のデータベースに入れてしまいます。それから、「判例時報」とか「判例タイム」が出たら、すぐOCRをかけて重要なものは取ってしまいます。それで整理して、ただ著作権にふれない範囲で、整理するということはいたします。

ただ、こういう機械が進歩したりとかすると、勉強しなくなるんです。OCRをかけて整理して、自分のデータベースに入れてあると安心してしまう。コピーして、ファイルして、取ってあるということ、読まないんです。やはり一番肝心なところは、読むということです。読むことが何より大事なんです。ただ、これからの時代いろいろな新しいツール

についても学んで、それをうまく利用する技術はやはり身につけたほうがいい。ただ、それは本質ではないです。やはり本質は読むところだというふうに思っています。

もう一つ、実務の中心の考え方を推し進めるとき、現在の学説の争いは無用となっていくのでしょうか。つまり、実務が問題にならない論点は今後消滅していくということになるのではないのでしょうか。そうすると学説よりも、判例が今後重視されるべきかされていくことにあって、学術書たるものはなくなっていくのではないのでしょうか。

これもある意味では非常に厳しい、質問です。前田は何をやることがあるのかと、「判例が大事だ」と言ったら学説の意味がなくなるんじゃないかということなんですが。先ほどの先生方の話でもちょっと出てきたんですが、現に実務をやっている方が、現にその渦中で全身全霊を傾けて勝負するという実務の世界での事実の対決と、やはり一步引いたところから学者がある意味で斜めから見るという差は、残ると思います。

その意味でやはり、判例を整理するとかそういう部分の問題は残るし、それから分析して抽象化する　むしろ総合化する　そういう作業は残るんだと思うんです。例えば、相当因果関係論の相当性を判断する基準は、実行行為の持っている危険性の程度と介在事情の異常性と、それから介在事情の結果に対する影響力の強さその三つの掛け合わせであるみたいなことを、私は書くわけです。これが理論であるか理論でないかというのは、いろいろな見方があると思うんですが、そういう形で結局判例の結論を整理することにより、基準を浮かび上がらせていく。

こういう判断を今の時代の実務家がされる理由は、どういうファクターが主に影響しているんだというふうに整理する仕事が、学者の仕事でありそういうことを僕らはやっていかなければいけないと。で、もちろん学者の中では、前田のは理論ではないと、それは判例を整理しているだけだという議論は当然あると思います。私は、それは批判だとも思わないし、いわゆるそういう仕事をやりたいと思った。で、それは役に立つと思ったという居直りですが、そういうふうに考えるということです。

ですから、学術書がなくなるというかそういうことはあり得ないし、これから国際化の時代で、外国の研究は実務家でもやはりある意味ではなくてはならんと思うんです。外国の制度を紹介するということも非常に大事だし、実務とのつながりが大事であるということも申し上げるということと、学者の存在する余地がなくなるんじゃないかということは違う。まだ私も、後10年ぐらいは大学に席がありますので、その間は学者で飯を食わせてもらおうと思っています。変な答えで恐縮ですが。

三枝：

前田先生どうもありがとうございました。

それでは、最後に加納先生お願いいたします。

加納：

私は、先程、検察官による被疑者の取り調べについて、検察が、事案の真相の解明とそのため被疑者の自白の獲得を重視しているということをお話しましたが、その一方で、検察官が、被疑者の人権の擁護にも心を砕いているということも申し上げました。従前、一部の学者などの中には、被疑者から自白を得ようと追及すること自体が悪であるかのような議論も見られました。しかし、先程、太田先生が言われたように、事案にもよりますが、被疑者の取り調べでは、被疑者に十分弁解をさせて、その弁解を聞くと言う作業がかなりのウエイトを占めております。その弁解の裏付け捜査をすることによって、かえって、被疑者の嫌疑が晴れたり、あるいは、もっと軽い罪となったりするようなことがあります。実際に、検察で受理した一般刑事事件のうち、その約6割程度が不起訴処分とされ、そのほとんどは起訴猶予です。このように、検察官は、起訴便宜主義による広範な権限を適切に行使して、多くの刑事事件で被疑者を不起訴処分に附し、その自律的な更生を促し、社会復帰を助けるために極めて重要な役割を果たしております。ただ、これまで、検察官による被疑者の取り調べについて、自白獲得のための追及という側面ばかりが一般に意識され、もう一つ、被疑者の人権擁護に重要な役割を果たしていることはあまり知られていなかった気がいたします。「裁判官は弁明せず」という格言がありますが、検察もその活動について、広く国民にピーアールをするということが、非常に苦手な組織でした。事件に関しては、起訴・不起訴、あるいは、有罪・無罪という結果だけを見ていただきたい、そのような事件処理や判決、結果に至った経緯や理由などは、殊更に説明を加えず、せいぜいコメントをしても木で鼻をくくったような説明しかしてこなかったという傾向にありました。特に、不起訴とした事件については、刑訴法上、捜査記録の非公開と、被疑者および事件関係者のプライバシーの保護や捜査の秘密の保持などの制約があり、こうした点に、非常に神経を使っていたわけです。この点は、例えば、殺人事件などで無罪判決が出たときに、弁護団が大々的な記者会見をしてその主張をマスコミ等を通じ、広く社会に宣伝するようなケースとは対照的です。ただ、最近では、検察の姿勢もだいぶ変わってきて、広報活動を積極的に行っているという方向に動き出しております。近い将来、裁判員制度が導入されることを考えますと、検察の活動をもっとわかりやすく国民に説明する、そして、検察のありのままの姿を良く知ってもらおうということがどうしても必要となります。このような視点は、例えば、社会的に関心の高い重大な殺傷事件などで、被疑者を心神喪失とか嫌疑不十分等により不起訴処分とした場合に、その結論だけの発表に留まれば、国民の側からすると、なぜ、検察はそのような処分をしたのか、どうして、起訴して裁判所の判断を仰がないのか、というわだかまりが生じ、やがて、検察不信を招くおそれがあります。検察としても、被疑者らのプライバシーの保護との兼ね合いにも十分配慮しつつ、一定の説明責任を果たすよう工夫していかなければならないところです。また、検察は、犯罪被

害者の保護とその権利の擁護に努力をしておりますが、このような制度も、まだ十分に活用されているとは言えませんので、そのための広報活動も、さらに充実させていかなければなりません。

私は、検察が、今後、このような活動を充実、発展させていくことにより、これまで「知られざる検察」と評され、その活動の真の姿、ありのままの姿というものが国民に正しく伝わらず、一部に誤解を生じていたような事態の解消に努めなければならないと考えております。私が、当法科大学院において、検察実務家出身の教授として果たすべき主要な役割の一つもここにあると思います。私は、法科大学院が法曹養成教育機関として創設されたことを考えますと、その教育の中で、裁判官、検察官、弁護士という法曹三者の役割とその機能が十分に理解され、学生らの進路の選択にも資するようなものであることが望ましいと考えます。特に、名古屋に立地する当法科大学院は、地元の法曹界にも学生を育てていただくという視点で、ご協力をいただいておりますが、検察官論の授業ならびに本シンポジウムに関しても、法務省や名古屋高・地検から貴重なご示唆・ご協力をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

三枝：

どうも、ありがとうございました。

各先生方には、極めて有意義な話をありがとうございました。この後は、各先生方からのご意見を交わしていただきながら、フロアも含めて順次ご質問あるいはご意見を受けたいと思っております。よろしく申し上げます。

太田：

私の方からは、むしろ、先ほど、若手の検察官に苦言を呈するようなことを申したのですが、木村先生や笹本先生の方からは、もっと手厳しい検察官批判が出てくるかと思ったのに、むしろ評価とも言ってもいいようなものですので、何となく、面はゆい気持ちもしておりますが、若手検察官がもっと心掛けなければならないことを更に少し申し上げておきます。

先ほど、マニュアル教育の弊害について、若手の検察官にそういうのが目立っているが、それは決して検察官だけじゃなく、弁護士もそうだとのご発言がありましたが、そのような面は確かにあるのです。さきほど、若手の検察官の弁護士に対する姿勢の問題点について申したことでもあるのですが、検察官の職務に熱心な余り、一応常識的と思われる判断に固執せず、事案の個別事情に応じて時には臨機応変あるいは例外的な対応をするという柔軟性等に欠ける傾向も若手検察官にしばしば見受けられます。弁護士さんの人物や信頼性を見抜く目も持ち、時には、弁護士さんと腹を割って、この事件を最終的に最も良い解

決に導くには検察官としてどのように対応し、弁護士にはどのようなことを相談してその適切な対応を求めるべきか、というようなことを十分考え、対処方針を決めてそれをきちり上司に伝え、その理解を求めるというようなことは検察官として大切なことであります。しかし、若手検察官の中には、時折、弁護士が面会や相談を求めて来ているのに、弁護士を毛嫌いしてか、あるいは忙しさにかまけてか、なかなか会おうとしないというようなことも見られるのですね。

そういうことを私どもが耳にしますと、そのような若手検察官に対しては、そのようなことではだめだ、と。確かに、取り調べ中かもしれないけれども、弁護士さんも忙しい中に足を運んできたのだから、どこか別の部屋で短時間でも会うとか、それも難しいなら、できる限り速く時間を工面してアポを取るとか、礼を失しない何らかの対応をしなければならないと指導することもあるのです。

また、マニュアル的な思考の例としては、過去の一定の判例を金科玉条にしてなかなかその発想の中から出られないということもあります。例えば、交差点での交通事故で、被疑者車両は青信号で進入したが、被害者の自転車は赤信号無視で横断してきて衝突、死亡させた場合、このような事案について以前に信託の原則で無罪とした判例があると、もうそれだけで、本件は起訴できない、と思いこんでしまう。しかし、信託の原則というものは、確かに一時は流行ったのではあるが、重大交通事故の多発、遺族の強い処罰感情等を踏まえて、本当に過去の判例の考え方から一步も出ないということではいいのか、信託の原則に関する判例や学説の最近の流れはどうなっているのか、また、形式的に信託の原則を当てはめるだけでいいのか、現実に当該事件の状況を詳細に捜査した上、当該事案においては、信託の原則を考える以前に、被疑者自身の前方不注視や、大幅な速度超過など、およそ運転者としての基本的な注意義務を尽くしていないということはないのか、そのためには、検察官自らが事故の現場を検分して、事故の実情を正確に把握すべきではないのか、というような視点が大切であります。むしろ、本来は、若手検察官自らが意欲的に自らこのような問題意識をもって臨み、上司はやや冷静な立場からそれを判断するということが望ましいではありますが、時として、若手検察官の方に、従来の一般的な考え方の枠を超えて発想するという姿勢が乏しく、上司の方からそれを求めなければならないということもあるのです。

そのような観点からは、よくいわれる答案丸暗記の予備校教育からは、このような問題意識をもって難しい事案に取り組むという姿勢は検察官を含めた若手の法曹には育たないのであり、法科大学院に期待されるものは大きいのであります。

三枝：

どうもありがとうございました。

はい。それでは木村先生お願い致します。

木村：

太田先生のお話しから若手検察官のマニュアル化は検察庁の内部でもやはり問題になっているのかなという感じがいたしました。

例えば皆さん、今日のパネルで弁護士が検察と鋭く対立するという構図の方が何か面白いんでしょうけれども、実は法曹養成ということになると判・検・弁の思いは、私は一緒だと思うんです。この間も、今日このパネルに笹本上席にご出席をお願いに行ったんですが、やはり、法曹養成という中で実務家にとって必要な能力、事実認定の力、それは結局人間を見る目をどう養うかというところにあるわけです。

例えば、弁護士会の内部でも先ほど言いましたように刑弁委員会と、民暴委員会は鋭く対立すると、組織犯罪対策をめぐる刑弁委員会は断固反対だと、民暴委員会は賛成とぶつかり合うわけですが、法曹養成ということになると、弁護士会は一枚岩になるんです。それは、やはり後進を育てたい。先輩たちが築いてきた法曹に対する国民の信頼、それを守っていききたい。それが崩れるようなことがあってはならないと。大量増員時代に、そういったものが法曹の質が下がって、国民の信頼を裏切ることになるのではないかという危機感が、我々にあるんです。そういう意味は、こと法曹養成、例えば「捜査の可視化」をどうするかということになれば、断固「捜査の可視化」はすべきだという対応を弁護士会はとります。「別に、可視化をして困ることがあるんですか」というようなことを申します。

ですが、法曹養成の問題は異なります。今まで研修所が築き上げてきたもの、研修所で我々が弁護士志望だからといって、民事弁護・刑事弁護だけをやるわけではなくて、裁判所で研修させていただき、検察庁で研修させていただき、ある意味、法曹一元のベースというのを持っているわけです。だからそういったところで、このテーマになるとそんなに対立というのではないんじゃないですか、というのが私の思いです。

三枝：

はい。どうもありがとうございました。法曹は最終的には一元一つなんだということを感じられました。ところで、教育の方法論としてですが、実際よく言われるのは刑事訴訟法1条の実体的真実主義と、それに対立する人権擁護という形でよく展開されている。答案なんかを書くときはその形式がいいんだといわれるわけですが。実際の法曹はそうでないとしても、方法論として、真実主義を貫くという形で押し通していくような形での、検察官教育の在り方というのは、どうなのでしょう。いやむしろ、対立的理解はやはりやるべきではなくて、バランス感覚から入っていったほうがいいのでしょうか。その

辺のところを加納先生、いかがお考えでしょうか。

加納：

お答えするのが非常に難しい問題ですね。

法科大学院の教育は、将来、法曹に相応しい優秀な人材を育てようということにあるわけですから、私が担当する検察官論の授業も、決して、検察官を養成するためのものでもなく、検察官志望者をリクルートしようとするものでもありません。既に、再々、申し上げましたように、法曹三者の一翼にあり、我が国の刑事司法の中で極めて重要な役割を果たしている検察官の職務とその活動を正しく理解することは、将来の法曹を目指すものにとって必須のものであろうと思います。ですから、私は、学生の皆さんにも、検察活動の実態を長年その現場にあってつぶさに見てきた者として、そのありのままの姿とあるべき姿の両者を率直に伝えていきたいと思うわけです。その場合に、検察官の活動という面で、そのスキルを紹介するという必要となりますが、私は、そのことよりも、むしろ、検察官の仕事に取り組む熱き心、ハートというものを、私自身の体験を踏まえて伝えることにウエイトを置きたいと思います。これは、私がそう思っているというだけでなく、多分、多くの検察官に共通する気持ちであろうと確信しております。

三枝：

ありがとうございました。私自身が現在、刑法の基礎科目を担当してしまして、わずかに半期で刑法すべてを片付けるという極めてハードなスケジュールをこなしているわけです。それをやっていると悪く言えば砂を噛むような、味気ないような気のする教育をやっているという気が強くします。やはり最終的に法曹になるための司法試験というものを前提において教育していかなければいけない。しかも今のところ新司法試験がそれほど明確でない関係から、ある程度広範な形で教えていかなければいけない。そのためには広く、ある意味では浅くなるかもしれませんが、知識を習得させなければいけない。その辺のところをやはり今後の法科大学院教育の中で、どういうふうに汲んでいったらいいのか、どういう形で受け止めてまた変化させていったらいいのか。基礎教育科目だからそれはしょうがないと言われれば、そのとおりなのかもしれませんが。前田先生、そのところいかがでしょうか。唐突で申し訳ありません。

前田：

全く同じ気持ちだし、同じ感想は持ってはいるわけですね。試験も分からないというのも、同じ悩みです。ただ、自分に対してと、それから学生に対しての両方に対して言い訳をしているんですが、やはりはじめから野球の選手は、ボールが投げられるわけじゃな

くて走り込まないと、足腰がしっかりしていないと、駄目だよと。1球や2球いい球を投げられても、結局コンスタントに投げられるかどうかで、いいトンカツ屋はいつ行っても同じ味なんです。

法曹とはプロだと思うんです。やはり先ほどの話につなげれば、それはやはりだから、きちんと基礎の部分を 砂を噛む面もあるんですが、やはりそういう部分も必ず残るんじゃないかなというのは思っています。ですから、楽しいところだけを求められてしまうと、窮屈でつらいんです。だけど、逆に何もしないで、努力しないとビールはうまくないというのと同じですね。それなりの努力をするというのは、やはり後の喜びを生むためにも必要なんじゃないかということで、基礎教育はやはり休ませないで毎回出てきてもらってやると、それはやはり もちろんこちら側で話し方の工夫とか、教材の工夫というのはやらなければいけないんですが 毎回面白くて、それ自体が楽しいというばかげた授業ではないということは、分かってもらえないとやっていけないというところはあると思うんです。

後、先ほどの関連で法律家の中で、弁護士の世界・検事の世界・裁判所の世界は法曹養成という意味では、共通の方向性を持ってみんな一致するというのはよく分かるんですが。やはり、いろいろな局面で批判する側と批判される側で、タイプがちょっと違うかなというところはあると思います。

何が申し上げたいかというと、永六輔という人が「栗煎餅保存会」の会長になった、ということラジオで言い出したんです。「栗煎餅」というのはどこにでもある煎餅なんです。栗の格好をした煎餅なんです。小麦粉と卵の黄身で出来ているんです。これを保存する。なぜかと言ったら、買いに行ったらお婆さんが「ちょっと裏に回ってください。お上が『栗煎餅』を売っちゃいけない」と言っている。なぜか。消費者保護だということです。栗が入っていない「栗煎餅」を売ってはいけない。栗が入っていないから、文句を言うに決まっているんじゃないかということで、売ってはいけないというわけで、それを聞いて永六輔が怒るわけです。こんなにおいしくて、文化的にもずっとつながってあったものを、何で売ってはいけないんだと。

鳩サブレはどうするんだと (笑)。名古屋だと何になるのか、広島でいけば「もみじまんじゅう」であり、東京でいけば「雷おこし」なんでしょうけれども、「ブルドックソース」でもいいんですが (笑)。入っていないものを売ってはいけないというのはおかしいじゃないか。なるほど、うまいこと言うなと思ったんです。ただ、「鳩サブレ」に鳩が入っているわけがない、それを売ってはいけないのかという形で、「栗煎餅」を売ってはいけないということを正当化するわけです。

そういう技術も一方で重要なんですが、片一方で「鳩サブレ」の中に鳩が入っていないということは、誰でも分かるわけです。だけど「カニ味噌」ってありますよね。酒の世界

になってしまうんですが。「カニ味噌」を、普通の白味噌、こちらは八丁味噌かもしれませんが、八丁味噌に缶詰で外側にカニの絵を印刷したやつを貼って、「カニ味噌だ」と言ったら、それは怒りますよ。「鳩サブレ」と言って、サブレを売ったって怒らないですよ。じゃあ、「栗煎餅」はどうなんだと。

でね、今、栗が入っていると思って買って、怒る人がいるかもしれないんです。まさに、法律の世界で一番難しいところは、「栗煎餅」はどうなんだろうかという問題なのです。だから、ぎりぎりのところ　　こういう例だったら、「鳩サブレ」がマルだということは誰も怪しまないんです。そういう例を持ってきて、だから「栗煎餅」もいいたろうという議論が多いのです。しかしそれでは困るのです。

冗談ばかり多くなって申し訳ないんですが、要するに法律家を今まで養成してきた議論の中で、正面から価値判断をするというんですか、価値の部分で議論していく。それは一番難しいんです。だから会議しているんだけど、やはりロースクールの世界ではそののところを、国民から信頼のできるような結論を導ける価値判断、それを養成する、その意味で事実とかいろいろなものを踏まえて、議論していくということが重要なんだろうなと思うんです。

そのときにアメリカ型の議論だと、やはりポーンと「鳩サブレ」の例を出して陪審員を説得して、そして無罪を勝ち取ると。ただ、私はやはりそういうのは少なくとも日本型の正義の実現という意味では、ちょっと違うんじゃないかなという感じがするんです。で、裁判員制度が入ってきたときに、「鳩サブレ」型の議論を磨くことが、大切にされるようになってきてしまうんだとすると、それはそれでまた困ったもんだなという感じがしているんです。何か話が全然ズレてしまって申し訳ないですが。

三枝：

どうもありがとうございます。分かりやすいお話で説明いただきました。

それではここらあたりで、フロアからご意見あるいはご質問等がありましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

もしよろしければ、名古屋高検の高野先生、いかがでしょうか。

高野：

先ほど太田次席から、各法科大学院から検察教官の要請があったときに、出来る限り支援したいという趣旨のことを言われました。ちょうど私も、この1月まで仙台高検におりまして、東北大学もやはり法科大学院を立ち上げるということで、いろいろとご相談に乗り、できる限り協力を致しました。と申しますのは、弁護士さんの中で偏った考え方を持った方々が、刑事弁護といいますが、刑事実務の講座に入ってこられてバランスを欠いた教

育をされたとすると、やはりこれからのロースクールでの、皆さん方にとってはプラスではないのかと。何も検察として、検察官の考え方を押しつけるつもりはないので。加納先生も言うておられるように、ありのままの検察というものを見開きしていただき、理解していただき、一方で弁護士さんの方としても、多くの国民に支援されるバランスのとれた弁護士論というのを教えていただくことが、これからの法曹にとって一番いいことであろうというような観点から、ご協力を申し上げました。

今日も皆さま方の色々な御意見を聞かせていただきまして、この中京大学におかれてはまさに一方に偏らずに、これからの法曹として人間味のある常識的な、物事を判断できるような法曹を養成していただくという視点でやっておられる、というのを私は聞きまして大変心強く思いましたし、これから私も名古屋におりますので、できるだけご協力申し上げていきたいと。こんなことを感じました。どうもありがとうございました。

三枝：

貴重なお話、ありがとうございました。お話の中にもあったんですが、法科大学院ができて法曹の人口が増えることによって、法曹の質が落ちるんじゃないかという懸念があると聞くんですが、私自身は逆に質は上がるんじゃないかと思っています。今日来ていただいている先生方に、本当に質が落ちるのかどうかということと、法科大学院に今いる学生達に、そうならないように特に心がけておいたほうがいいようなことを、アドバイスいただければ、一言ずつお願いしたいと思うんですが。

笹本：

質が落ちるかどうかということですよ。私らのときの司法修習生 昭和34年の合格者は、319人ですかね。その後今日に至るまでどんどん増えたんですよ。

我々の研修所卒業するときに、追試験を受けたのは1名ぐらいでいなかったと思います。全員卒業だと思う。ここ数年の話聞いていますと、途中で脱落する修習生が出ていますよね。つまり精神的にもう、ついていけなくなっている者が出てきているんじゃないかと思うんです。

大学を卒業して修習生になって登校拒否みたくなったというのが出てくるということは、精神的にもろいんじゃないかと思うわけです。だからそういう意味でもやはり気持ちなる前からです、そういった法曹という仕事は何かということですね。そういうところの認識をやはりきちっと持っていなければ、いけないということですけどもね。

たまたま司法試験に受かったから来ましたというのでは困る。やはり自分で法曹への意欲を持って、なりたいと思って来るのでなければ意味がないと思うんです。ただ、そういう意味では法科大学院の方は、なりたいと思ってくるんだからいいんだけどもね。やは

りはじめから目的と意欲、これを明確に持って事に望む必要があると思います。

そういうものがなければ脱落する危険はあるということです。

私が修習生だった昭和35年というのは、60年安保の年であり三井三池の労働争議の年ですからね。安保と労働争議のデモ隊で東京は革命前夜とみんな言っていたわけですからね。だからそういう時代と、今と全然違いますもんね。大体10年毎に社会混乱が起こることでしたね。昭和35年、それから45年の大学紛争ですかね。だから日本社会は10年毎に、いろいろな混乱があったわけだけれども、ここ20年ぐらい日本の社会はそうした混乱もなく平和すぎるから、だんだんそういう意味ではハングリー精神が欠けているというか。

やはりそういう気持ちをもう一度思い起こすことが必要です。やはりもう一度日本の社会を建て直す必要がある。1960年代というのは、アメリカが、戦争が終わって繁栄の後に社会が混乱して、犯罪も増えて離婚も増えたと聞いていますね、1960年代というのはね。

日本は、当時そんなに離婚はなかったですけどもね。今日本では離婚率は30%を越えている。その当時は、多分日本の離婚率は10%ぐらいなんです。だからそれぐらい今の日本の社会というのはいろいろと変わってきているんですね。犯罪も今ほど多くなかったですよね。今は犯罪は多いですよ。だから、日本の社会というのが今大きな意味において、司法制度改革だけじゃなくて日本社会そのものの変革を必要としているかもしれません。世界の歴史というのは繁栄と混乱を繰り返しをしているわけですよ。産業革命の時期も同じ混乱が起きたと言われていていますよね。コミュニティー、地域社会の回復によって、その混乱は治ったといわれています。

今、日本でも近所同士でみんなあいさつしたらいいとか、みんなが「こんにちは」とか「こんばんは」と言うだけで、地域社会の人間関係がよくなり、犯罪防止に役立つとかいわれています。もう一度みんなが、国民の一人一人がいろいろな意味で意識を変革していく必要があるんじゃないかという状況です。そういう意味ではっきりした法曹への目的と意欲を持って法科大学院へ来てほしいと思います。

木村：

今の法的知識のレベルの問題と、それから人間の質の問題と両側面があると思うんです。我々の実感として、1,000人を超えてから法的知識のレベルは下がっていると、私は思っています。私は今修習委員をやっているんですが、他の修習委員から、「伝聞法則を知らないんだぜ」と聞いたことがあります。それで司法試験を受かってきている、そういう人がいるわけです。700~800までは、そういう違和感というのを感じたことがなかったんです。その辺、もし許されれば前田先生に、ちょっと一言コメント等をお願いしたいんですが。

人間の質の問題で、検察の批判をしないと「何だ」と後で叱られそうですので、多少申

申し上げますと、先ほどの若手検察官のマニュアル化ということを申し上げましたけれども、若手検察官が何か自分はエリートと勘違いしているんじゃないかという人を見受けます。で、確かにエリートなんです。エリートなんです、非常にけんかごしで物をしゃべるとか、初めからそんなにけんかするつもりもないのになという、検事がいます。

我々の時代、40期代半ばぐらいから多分50期ぐらいまでは、研修所の検察教官が全国修習地を回って、これはと思う人に「君、検事にならないか」と勧誘していた、いわゆる検察官の人手不足がずっと続いていた。最近、検察庁はそういうご苦労をなさっていないと。人数は増えていきますし、不況ですし、検察官になりたいという人が非常に多いので、むしろ逆肩たたきをするというような状況だとも聞いているんです。ですからそういう中で、検事として任官した方が、自分はすごく偉いんだ、偉い存在だというふうに勘違いしているんじゃないかという、そういう人がいます。

実は弁護士もそうでした、若手の弁護士でまさに初めから、和解の席上で本当にけんかごしでいきなり物を言われることがありました。どうしても人間の質が、最近どうなのかなというのは本当に感じます。

太田：

数が大幅に増えるのに、質が確保されるのか、という点については、私は大局的には楽観しています。むしろ、数が増えることはかえって質の向上につながるし、そうしなくてはいけないと思います。

司法試験の合格者が1,000人を超えてから司法試験合格者の質が下がったという指摘についてですが、それはその通りなんです。例えば、司法試験の答案を採点される委員の先生方が一様に言われるのは、例えば、1000通の答案を採点してみて、昔は、自分の頭で考えて説得力のある論述をしている答案は多かったのに、最近の答案で、できのよいというのは、僅か上位1割程度かそこらであり、その他の圧倒的多数は、予備校の論点毎の模範解答の切り張りのようなもので金太郎飴的の答案だということなんです。そのため、司法修習研修所に入ってから、このような予備校のマニュアル教育の悪弊を取り除くために、「先生、正解は何ですか。起訴が正解ですか。不起訴が正解ですか」などと聞いてくる修習生に対し、実務家教官が、手取り足取り指導して自分の頭で考えることの重要性を教えているというのがこれまでの実情なんです。それは、やはり、これまで、大学の法学教育が十分機能せずに、予備校から侵食されていたためでしょう。

ただ翻って考えると、法科大学院の議論が始まった当時、全国では93の大学に法学部があり、これらを通じた全国の法学部の1学年の定員が約47,000人でした。基本的に日本人は勤勉であり、あまり威張れはできませんがやはり「真面目で優秀な民族」と言ってもいいでしょうから、47,000人も学生がいたら、大体その上位には、相当高い素質を持った優

秀な学生が多数いるはずなんです。しかし、それなのに、大学法学教育の不十分さや、予備校の影響によって、あたら、潜在的には優秀な素質を備えているはずの多数の学生が、その芽を摘まれて、歪められて育てられてきたということだろうと思うんです。そして、さらに、法科大学院には、理科系等他学部で勉強した学生や、社会人として様々な経験を積んだ人が多く入ってきますので、優秀な素質を持った者の給源はこれまでよりはるかに多くなるはずなのです。

これは昔、古代のどこかの国の石碑に、「今どきの若い者は」という意味のことが彫られていたという逸話があり、時代が変わっても変わるものは変わらないという例えとして引用されていますが、世代間の優秀さというものには本来、差はないはずであり、最近の学生が、昔と変わってとくに素質が悪くなったということはなく、約47,000人も法学部生がいれば、その中に、現行司法試験においてすら、本来適切な教育を施されれば、優秀な答案を書ける学生が多数いるということは、間違いのないはずなんです。それに加えて、数が増えるということは、個々の法曹が、限られた数の法曹で競争の乏しい中に安住することはできませんので、懸命に努力し、その資質を高めなければ競争に勝てないという強いインセンティブが働くことになるでしょう。そのような意味で、私は、アメリカの100万人近い弁護士人口はさておき、今の3000人という目標を踏まえても、そのために質が必然的に下がることはなく、むしろ上がる要素も含めており、そのためにこそ、法科大学院教育の充実が求められていると思います。

ところで、先ほど、そろそろ本音の検察官批判が出てきましたんで、この辺で私もちよっとジャブを応酬します。先ほど私はかなり率直に、若手検察官のマニュアル思考の懸念を紹介しましたが、しかし、それは、若手検察官に対する指導教育によって、みちがえるように変化し、成長していくということをも日ごろから実感しております。若手を育成するという熱意をもって厳しく、かつ懇切に指導すれば、若手の検察官は、例えば1年間でも、がらりと変わってくる、音を立てて伸びてくる、というような経験もしばしばいたします。ただ、全員がそうだということにはさすがにならず、程度の差はありますし、中には、いくら同じことを言って厳しく指導しても成長が見られないという者もないではありません。こうなりますと、むしろ、そのような者に法曹や検察官としてのそもそも適性があったのか、という問題にもなりかねません。そのためには、検察官に限ったことではないですが、法科大学院の入学選抜における適性の判断において、法曹に向けた資質を持った人材を正確に把握して確保することが大切だと感じられます。

また、検察官は権力をかさにきて若い時から威張りがちになってしまうというおそれを持っていることは否定できません。しかし、私は、そのようなことは、権力側にある検察官や裁判官のみの問題かという必ずしもそうではありません。在野法曹である弁護士にしたって、司法試験を合格し、バッジをつけた法曹となって、20代の若手ですら「先生、

先生」と呼ばれるようになります。程度の差こそあれ、これはそれぞれのバッジをつけている裁判官・検察官・弁護士にも、みんなそれなりに共通な問題であると認識すべきだと思います。

前田：

私は、合格者1,000人の時代の状況は知らないんですが、500人から700人、800人の中でずっと試験員をやっていて面接なんかをやっていると、これは先ほども太田先生がおっしゃったように、知識が落ちていっているなど。私はかなり優しい人間だと思っているんですが、面接すると泣いて帰る人がいるわけです。こんなに優しい私に対して（笑）。それは私の責任ではなくて、知識が足りないんだらうなという局面が、ある時期から増えていったという実感は持っているんです。

ただ、その中でどう変わっていくか、ただ一番やはり重要なのは我々としては、法科大学院教育の中ではいかにきちっと教育して身につけて、本当の意味での知識と判断力を身につけて出していくかということ以外ないと思っています。逆にそれに対して不安感を持って学生の方が、努力していく。それは何か特別のことをするというのではなくて、やはりきちとした基礎が、先ほど言ったように、私はやはり絶対必要だと思うんです。

それなしで、おいしいところだけ食べて、やはり先ほど先生方のお話もありましたが、「今の若い者」と言っただけとはいけないんですが、やはり子どもの数が少なくて親から大事にされて、厳しさは減っている。我々は自分の好きなテレビを見られるわけではなかった。兄弟の中でチャンネル権争いがある。テレビは一つしかないですから。自分の子ども部屋を持っているなんていうのは、特別のお金持ちのお坊ちゃん・お嬢さんの世界です。おやつをけんかしないで食べられるなんていうのは、幸せなことなんでして。それなら今の若者たちが悪いのか、と言われれば、悪くないですよ。ただどもその中でちょっと耐えろとか、頑張るといふようなところがないと、やはり経済的に豊かになったって、人間の世界というのは厳しい問題は残るわけです。そこで壁にぶつかりやすいというご指摘が、先の先生方にあつたとおりでと思います。ロースクールでの厳しい勉強をするというのも、一つそれを克服していくための絶好の悩みだと思います。

基本的には、ただ世の中全体の法曹レベルがという議論はしても仕方がないんです。ご自身がどういう生きていくか。どういう法曹になっていくか。やはり、日本一の検事になる、正義のために頑張るといふ気持ちをきちっと持つということが、何よりも大事だと私は思っています。

ありがとうございました。

三枝：

時間の方もそろそろおしてきましたので、後受けられても質問等は1件ぐらいじゃないかと思うのですが、どなたかお見えになれば、いかがでしょうか。

6名の先生方で、一言ここは言っておきたいとか、もしありましたら。

笹本：

学生もテキストのたぐいを読んで満足するんじゃなくて、やはりその制度、なんでそんな制度があるのかということから考えていただきたい。そういう意味で学者の先生方にもたくさん、そういう意味の論文を書いてほしい。

昔、平野先生が「黙秘権」について論文を書いたんです。あれは、なぜ黙秘権が正式にできあがったかという社会背景から説いている。こういう理由で黙秘権認めても、認めなくてもどちらでもいいんだけど、黙秘権を認めたときには捜査官がきちんと捜査するからには黙秘権があった方がいいという結論で、政策的に黙秘権を認めますという、背景が説かれています。

だから、そういった制度の趣旨は何かということ、制度目的は何かということ認識する必要があります。だから黙秘権というのは絶対的な権利だと、いわれていますけれども必ずしもそうではないということです。即ち、法律は手段ですから、それが自己目的となっではいけないということです。そういった意味において制度というのは、それぞれ社会背景・時代背景があるものであって、それだけが一人歩きするものじゃないということです。

例えばウイグモアの証拠法の本を読みますよね。まずルールを揚げ、ついで必ずそのポリシーを書いていますよね。つまりこういう規則があると、ルールがあると。次になぜそういうルールがあるのかということがきちんと書いてありますよね。だからそういうような発想は、向こうはどちらかという対処療法です。コレラのとくに、ドイツ医学は水を飲ませない。アメリカ医学は、脱水症状を起こすから水をどんどん飲ませる、というようなことが言われていましたけれどもね。そういうような、発想の仕方が違うわけです。特に訴訟法というのは技術法、手続法ですから、必ずよりベターな技術を求めます。で、刑法というのはどちらかという根本法です。根本法であると、これは原理・原則がきちんと確立しているんだけど、手続法というのは、手続という手段だから絶対的にこれは正しいということは断定すべきじゃないのです。

だから先ほど自白の問題が出ていましたが、それだってそういう相対的に物事を考えていくべきことであって、自白の意味はそれなりにあるわけです。自白を取ったから捜査を手抜きした、法廷でひっくり返された、無罪になる、ということになるわけですから、自白があったからといって、それで安心するような捜査官はいないわけで、自白した本人に反省をさせ、そういう意味で本人の更生に役に立つという意味もあります。捜査のほうは、

自白があっても、自白をなしにして考えても有罪となるだけの証拠を揃えろと、そういう作業をするということですからね。

だから自白の意味も、一方的に被疑者の立場からだけじゃなくて、制度全体の中で位置づけていく必要があるわけで、そういう意味において、全ての制度、法曹教育もそうですが、バランス論の必要があります。

それから今後の社会を考えると、世の中のありとあらゆることが法律の問題となる。そうすると、何でもできなくてはいけない。できなくてはいけないんじゃないで、理解するだけの基礎知識が必要であるということなんです。だから何にでもやはり関心を持たないといけないし、そういう意味ではいろいろな本を読む必要があります。つまり自分で人生の経験をするには限られているわけです。自分の生きている世界は限られていますからね。その経験を増やすとしたら、読書以外ないですよ。

やはりいろいろなことに関心を持って、どういう形で法律に関係しているか分からないですけどもね。あとで事件を処理するとき、あれはこれだったのだというふうに、分かるだけでも違うわけですからね。そういう意味で、いろいろなことに興味を持って、いろいろなところに首をつっこんで、いろいろとやってみたほうが良いということ。

それから、できるだけ深く物事を考えていくということで、ある法律問題を考えるときにテキストを読むだけじゃなくて、更に過去の論文とかいろいろなものを探してみるという作業は、絶えず必要だと思います。そういったことも我々法曹にとっては不可欠なことだと思います。

三枝：

ありがとうございます。笹本先生から、最後に熱いお言葉をいただきました。

時間のほうも一応終了の時間を過ぎましたので、司会者のほうで最後にひと言、コメントの方をさせていただきます。

いろいろな形で、法曹特に検察官教育というものを議論していただきました。法科大学院という、日本の法曹史上かつてなかった教育機関において、新たな法曹養成教育が出発したわけですが、そこにおける検察官教育がテーマではあったんですが、実際はむしろより広く法曹養成教育のあるべき姿とその方向性へと、本日のシンポジウムのテーマが拡張しまして、極めて大きな示唆を与えてくれたように思います。

本日のシンポジウムの成果を糧として、中京大学法科大学院のみならず、全ての法科大学院はその教育の役割と使命を再認識して、今後の法曹教育を構成していく必要があるということ、痛感できたと思っています。

本日のシンポジウムで基調講演をしていただきました土肥先生をはじめとしまして、御報告をしていただきました加納先生、前田先生。そしてパネラーの太田先生、木村先生、

笹本先生には、貴重なお時間をいただきまして、素晴らしいご意見を賜わり本当にありがとうございました。心より感謝申し上げます。会場の皆さんより、今一度拍手を（拍手）。

どうも、ありがとうございました。

一応、これもちまして本日のシンポジウムは終わりとさせていただきます。

池野：

それでは、この後懇親会へ移動いたします。本学の法科大学院の学生が、前田先生とお話したいという野心を持っているらしいです。なぜかというと、刑法総論の教科書は前田先生のものを使っておりまして、前田先生のサインをいただこうと、とんでもないことを考えている者がいるらしいようです。

最後に、検察官教育だけに力を入れている中京大学ではありませんので、法曹三者全てに、全部に力が入っているということを申し述べたいと思います。

法科大学院は法曹三者にきちっと目を向いて、いい教育ができればいいんだろうと思います。本日は、本当にありがとうございました（拍手）。